

水質汚濁防止法（略称:水濁法）

（昭和 45 年法律第 138 号）（令和四年法律第六十八号による改正）（令和 4 年 6 月 17 日施行）

e-Gov（法）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000138_20220617_504AC0000000068

e-Gov（施行令）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346C00000000188_20240401_505C00000000304（令和 5 年政令第 344 号による改正）（令和 5 年 12 月 1 日施行）

e-Gov（施行規則）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000402002_20210401_503M60001000003（令和三年環境省令第三号による改正）（令和 3 年 4 月 1 日施行）

環境省 HP（水・土壌環境行政のあらまし）：https://www.env.go.jp/water/water_pamph/index.html

環境省 HP（法令・告示・通達）：<https://www.env.go.jp/hourei/05/index.html>

この法律は、用語が難解で解釈しにくい法律です。「事業者は」で始まる条項は、2 つのみですが、一般的責務規定です。具体的な義務は、法で定められた施設等（特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設、指定地域内事業場）を設置する者に対して義務が課せられます。すなわち、設置届、変更届、測定、測定記録の保存などの義務が課せられます。表では、設置届の条項のみを引用しています。その他の条項は「印刷産業のための環境関連法規集（2022 年版）」を参照してください。印刷産業では、特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が関係します。届出の必要性はチェック用エクセルで確認してください。

基準値超過の場合は、無過失責任が課せられます。

条項	条文	種類
第 1 条	（目的） この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。	目的
第 5 条第 1 項	（特定施設等の設置の届出） 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設 ^{解釈上の注釈 1} を設置しようとするときは、環境省令 ^{解釈上の注釈 2} で定めるところにより、次の事項 ^{解釈上の注釈 3} （特定施設が有害物質使用特定施設 ^{解釈上の注釈 4} に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第 5 号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。 （解釈上の注釈 1）「特定施設」は法第 2 条第 2 項で定義。具体的には、施行令別表第 1 で定めている。「印刷産業のための環境関連法規集（2022 年版）」p42 に印刷産業に係わる施設を記載している。 （解釈上の注釈 2）施行規則第 3 条第 4 項。施行規則様式第 1 による届出書と規定。施行規則第 2 条で、届出書の正本にその写し一通を添えてと規定。 （解釈上の注釈 3）引用省略	義務 （3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）
第 5 条第 2 項	工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設 ^{解釈上の注釈 4} に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令 ^{解釈上の注釈 5} で定めるところにより、次の事項 ^{解釈上の注釈 6} を都道府県知事に届け出なければならない。	義務 （3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）

	<p>(解釈上の注釈 4) 「有害物質使用特定施設」は法第 2 条第 8 項で定義。「有害物質」は法第 2 条第 2 項第 1 号で定義。具体的には、施行令第 2 条で定義。印刷産業に関わる施設を「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p43 に国の一律の排水基準とともに記載している。</p> <p>(解釈上の注釈 5) 施行規則第 3 条第 4 項。施行規則様式第 1 による届出書と規定。施行規則第 2 条で、届出書の正本にその写し一通を添えてと規定。</p> <p>(解釈上の注釈 6) 引用省略</p>	
第 5 条第 3 項	<p>工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第 1 項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設<small>解釈上の注釈 7</small>(有害物質を貯蔵するものに限る。))であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令<small>解釈上の注釈 8</small>で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令<small>解釈上の注釈 9</small>で定めるところにより、次の事項<small>解釈上の注釈 10</small>を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 7) 「指定施設」は法第 2 条第 4 項で、「有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設」と定義。「指定物質」は施行令第 3 条の 3 で 60 物質を定義「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p45 に掲載しているが、発行後 4 物質が追加されている)。</p> <p>(解釈上の注釈 8) 施行令第 4 条の 4 で「第 2 条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設」と定義(「第 2 条に規定する物質」は「有害物質」)。</p> <p>(解釈上の注釈 9) 施行規則第 3 条第 4 項。施行規則様式第 1 による届出書と規定。施行規則第 2 条で、届出書の正本にその写し一通を添えてと規定。</p> <p>(解釈上の注釈 10) 引用省略</p>	<p>義務</p> <p>(3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)</p>
第 12 条第 1 項	<p>(排出水の排出の制限)</p> <p>排水水<small>解釈上の注釈 11</small>を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場<small>解釈上の注釈 12</small>の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。</p> <p>(解釈上の注釈 11) 「排水水」は、法第 2 条第 6 項で「特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共水域に排出される水をいう。」と定義。</p> <p>(解釈上の注釈 12) 「特定事業場」は法第 2 条第 6 項で、「特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)を設置する工場又は事業場」と定義。「指定地域」は、法第 4 条の 2 第 1 項で定義され、具体的には施行令第 4 条の 2 で定められている。東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に係る地域で、COD、窒素、磷の含有量に対して総量規制が適用される。「指定地域特定施設」は、法第 2 条第 3 項で、指定地域に設置される 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽と定義。</p>	<p>義務</p> <p>(6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)</p>
第 12 条の 2	<p>(総量規制基準の遵守義務)</p> <p>指定地域内事業場<small>解釈上の注釈 13</small>の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 13) 「指定地域内事業場」は、法第 4 条の 5 第 1 項で「指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの」と定義されている。環境省令(施行規則第 1 条の 4)で一日当たりの平均的な排水水の量(日平均排水量)が 50m³と定めている。すなわち、東京お椀、伊勢湾及び瀬戸内海に係る地域で、平均排水量 50m³/日以上の上事業場が適用を受ける。</p>	<p>義務</p> <p>(改善命令)</p> <p>(命令違反は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)</p>
第 12 条の 3	<p>(特定地下浸透水の浸透の制限)</p> <p>有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透<small>解釈上の注釈 14</small>させる者を含む。)は、第 8 条の環境省令<small>解釈上の注釈 15</small>で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。</p> <p>(解釈上の注釈 14) 「特定地下浸透水」は、法第 2 条第 8 項で定義されている。解釈すると、有害物質使用特定施設を設置している事業場から地下に浸透する水で、当該施設の排水(水濁法では「汚水等」)を含む水。</p> <p>(解釈上の注釈 15) 第 8 条の環境省令は施行規則第 6 条の 2 で、「有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されること」と規定。</p>	<p>義務</p> <p>(改善命令)</p> <p>(命令違反は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)</p>

第 12 条の 4	<p>(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)</p> <p>有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第 13 条の 3 及び第 14 条第 5 項において同じ。)又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令<small>解釈上の注釈 16</small>で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 16) 施行規則第 8 条の 2。「次条から第 8 条の 7 までに定めるとおり」と規定。具体的には、平成 23 年法改正当時の資料(https://www.env.go.jp/content/900539350.pdf)を参照。「印刷産業のための環境関連法規集(2022 年版)」p48 図 II-1-2 及び表 II-1-36 に概要が記載されている。</p>	<p>義務 (改善命令) (命令違反は、 1 年以下の懲役 又は 100 万円 以下の罰金)</p>
第 14 条の 4	<p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、この章に規定する排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。</p>	<p>責務規定</p>
第 19 条第 1 項	<p>(無過失責任)</p> <p>工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。</p>	<p>その他</p>